



一般会計の収入(歳入)ってなあに？

『一般会計の収入(歳入)』

一般会計の収入は、皆様から納めていただいた市税や地方交付税など全ての収入です。
(ただし、特別会計の収入は、それぞれの特別会計の収入となります。)

収入(歳入)には以下のものがあります。

No.	科 目	内 容
1	市税	皆様から納めていただく最も重要な収入です。 (市民税、固定資産税、軽自動車税、たばこ税など)
2	地方譲与税	国税として徴収され、そのまま地方に譲与される税。 課税の便宜上などの事情から、徴収事務を国が代行している。自動車重量税などがこれにあたります。
3	利子割交付金	愛媛県が収納した利子割(預金利子などに課された税金)の95%のうち5分の3が、新居浜市の個人県民税に应运じて入ります。
4	地方消費税交付金	愛媛県が収納した地方消費税の2分の1が、市の人口や従業者数に应运じて入ります。
5	ゴルフ場利用税交付金	新居浜市に所在するゴルフ場について愛媛県が収納したゴルフ場利用税の10分の7が入ります。
6	自動車取得税交付金	愛媛県が収納した自動車取得税の95%のうち10分の7が市道の長さや面積に应运じて入ります。
7	地方特例交付金	児童手当の拡充に伴い、市の負担が増加した分などが国から入ります。
8	地方交付税	所得税、酒税、消費税、たばこ税、法人税など国税の一定割合が、市の財政規模に应运じて入ります。
9	交通安全対策特別交付金	交通違反の反則金などの一部が、市の事故発生件数や道路の長さに应运じて国から入ります。
10	分担金及び負担金	新居浜市が事業を行うことで利益を受ける人や団体から入ります。
11	使用料及び手数料	市民体育館などの施設の利用料や、住民票などの諸証明手数料、市営住宅の家賃などがこれにあたります。
12	国庫支出金	特定の事業を行うことで、国から事業費の一部が補助として入ります。
13	県支出金	特定の事業を行うことで、県から事業費の一部が補助として入ります。
14	財産収入	市が所有している土地などの借地料や、基金(特定の目的に使用する積立金)の運用により生じる収入です。
15	寄付金	団体や個人からの寄付金です。
16	繰入金	市の基金や特別会計からの収入です。
17	繰越金	前年度に残った収入の繰越です。
18	諸収入	貸付金返済金やその他様々な収入です。
19	市債	市が事業を行うために必要な金額を借り入れた金額です。



一般会計の支出(歳出)ってなあに？

『一般会計の支出（歳出）』

一般会計の支出は、皆様の生活にかかわるさまざまな事業に使います。
支出する目的ごとに14の科目に分けられます。

No.	科 目	内 容
1	議会費	市議会の運営経費、議員の報酬などに使います。
2	総務費	庁舎管理、市民活動、市政だより発行などに使います。
3	民生費	各種福祉事業、医療費助成、交通安全対策などに使います。
4	衛生費	ごみ処理、し尿処理、斎場、保健センター運営などに使います。
5	労働費	雇用対策事業、勤労者支援などに使います。
6	農林水産業費	農林水産業の指導・育成・支援などに使います。
7	商工費	商工業の指導・育成・支援、観光事業などに使います。
8	土木費	道路・公園などの整備、土地区画整理事業、市営住宅整備事業などに使います。
9	消防費	消防施設の整備、消防自動車の購入、消防・救急活動などに使います。
10	教育費	学校、幼稚園の管理運営、公民館、図書館などの社会教育活動、スポーツなどの保健体育事業に使います。
11	災害復旧費	災害時に生じた被害の復旧工事などに使います。
12	公債費	施設建設などに借り入れた市債の返済などに使います。
13	諸支出金	土地開発基金繰出金などに使います。
14	予備費	予期しない支出が生じた時に使います。